

発行日 2025年04月10日

電話：(03)3671-5941

電話番号 04996-2-1128

電話： (03)3671-5941

依頼社名	東京都八丈町役場				事業種別				
施設名					検体名	給水			
採水場所	No.8 末吉出張所(関ノ戸浄水場系管末)				水源				
採水日	2025年4月4日 7:29		採水者	武田 卓弥	遊離残留塩素	0.1 mg/L			
天 候	前 日		気 温						
	当 日		水 温		採水区分	他社	持込区分	他社	
試験項目	試験結果		基準値	試験項目	試験結果		基準値		
1 一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下	27 総トリハロメタン	0.015 mg/L		0.1mg/L以下		
2 大腸菌	不検出		検出されないこと	28 トリクロ酢酸	0.003 mg/L未満		0.03mg/L以下		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		0.003mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L		0.03mg/L以下		
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		0.0005mg/L以下	30 ブロモホルム	0.009 mg/L		0.09mg/L以下		
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		0.01mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満		0.08mg/L以下		
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		0.01mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物			1mg/L以下		
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		0.01mg/L以下	33 フッ素及びその化合物	0.03 mg/L		0.2mg/L以下		
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物			0.3mg/L以下		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		0.04mg/L以下	35 銅及びその化合物			1mg/L以下		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満		0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物			200mg/L以下		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		10mg/L以下	37 マンガン及びその化合物			0.05mg/L以下		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		0.8mg/L以下	38 塩化物イオン	18.7 mg/L		200mg/L以下		
13 砒素及びその化合物	1mg/L以下		1mg/L以下	39 軟水度(硬度)			300mg/L以下		
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下		0.002mg/L以下	40 蒸発残留物			500mg/L以下		
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0.05mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下		
16 ジェル2-ジクロロエチレン及びトリジェン2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		0.04mg/L以下	42 ジェオスミン			0.00001mg/L以下		
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール			0.00001mg/L以下		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.01mg/L以下	44 非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.01mg/L以下	45 フェノール類			0.005mg/L以下		
20 ベンゼン	0.01mg/L以下		0.01mg/L以下	46 有機物(TOC)	0.3 mg/L未満		3mg/L以下		
21 塩素酸	0.06 mg/L未満		0.6mg/L以下	47 pH値	7.6		5.8 ~ 8.6		
22 クロロ酢酸	0.002 mg/L未満		0.02mg/L以下	48 味	異常なし		異常でないこと		
23 クロロホルム	0.001 mg/L未満		0.06mg/L以下	49 臭気	異常なし		異常でないこと		
24 ジクロロ酢酸	0.003 mg/L未満		0.03mg/L以下	50 色度	0.5 度未満		5度以下		
25 ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L		0.1mg/L以下	51 濁度	0.1 度未満		2度以下		
26 臭素酸	0.001 mg/L未満		0.01mg/L以下	52					
判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。								
備考	色度実測値：0.08度 濁度実測値：0.003度								
試験期間	2025年4月4日 ~ 2025年4月10日				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は				
検査責任者	センター長 岩 澤 潤 一				平成15年厚生労働省告示第261号によります。				